

## 伊丹スポーツセンターネーミングライツ・パートナー募集要項

### 1. 目的

伊丹市は、伊丹スポーツセンターのネーミングライツ（命名権）を民間事業者等に付与することで PPP（公民連携）を推進するとともに、ネーミングライツ・パートナーから支払われる契約料を対象施設の保全・改修・修繕費に充当することで、市民サービスと対象施設の魅力の向上を図ることを目的として、当該施設のネーミングライツ・パートナーを募集します。

### 2. 対象施設

施設名	伊丹スポーツセンター
所在地	伊丹市鴻池 1 丁目地内
施設概要	「施設概要」別紙 1-2 参照

### 3. 募集条件

#### (1) 予定価格

年額 360 万円以上（消費税及び地方消費税を除く）

※予定価格を下回る額を提示していただいても構いませんが、予定価格に対して 75%未満の応募は失格とさせていただきます。

#### (2) 契約期間

5 年以上

#### (3) 愛称の条件

対象施設の「愛称」として企業名又は商品名、ブランド名など（以下「企業名等」という。）を冠する権利が付与され、その愛称を施設に標示することができます。

例：「○○○○伊丹スポーツセンター」

①愛称の標示については、伊丹市広告掲載要綱、伊丹市広告掲載基準を遵守してください。（別紙 2 参照）

②愛称には、都道府県及び本市以外の市区町村名を使用できません。

③愛称は、ネーミングライツ・パートナーの社名変更などやむを得ない場合を除き、原則として契約期間中は変更できません。

④愛称は、日本語及び英語アルファベット表記に限ります。

#### (4) 標示の条件

愛称を施設に標示することができ、企業ロゴやマークの使用、フォント、色、大きさ等を指定することができます。

①企業ロゴやマークについては、当該申込みをしたネーミングライツ・パートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。

②施設の名称に冠する標示には不適切なものは使用できません。例えば、他の特定の事業者・団体等を象徴する図案（シンボルマーク）・装飾された文字（ロゴタイプ）、意

味不明の記号や判読できないマークの羅列、などが該当します。

③施設改修等、業務上やむを得ない事由が生じた場合、施設等に標示している愛称の一時撤去等を行う場合があります。

④標示箇所イメージ（別紙3）に掲載している標示については、対象外のものを除き愛称標示が可能です。それ以外の場所に愛称を標示する場合は、別途協議するものとします。

⑤提案いただいた施設の愛称標示のデザインについては、優先交渉権者決定後の協議において詳細をご提出いただき決定します。必要に応じてデザインの再提案を求めますが、提案価格の変更は行いません。

⑥市は、市広報誌や市ホームページ等の広告媒体で、愛称の市民周知に努めます。

(5) 命名及び愛称標示に係る費用負担

① ネーミングライツ・パートナーの負担

ネーミングライツ事業の対象施設等に冠した看板等の新設・変更に伴う費用、及び契約期間終了又は契約解除に伴う原状回復費用については、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

② 市の負担

ネーミングライツ・パートナーとの契約締結後又は契約期間終了後に市が作成する印刷物や市ホームページ等における対象施設等の名称標示の変更については、市の負担とします。

(6) 愛称使用開始時期

令和7年11月1日（土）（協議により変更することができます）

4. 応募資格

応募資格を有する者は、伊丹市ネーミングライツ実施要綱第9条に該当しない者とします。（別紙4参照）

5. 応募手続き

(1) 応募受付期間

令和7年8月8日（金）から令和7年9月5日（金）まで

※郵送の場合は期限内必着、持参の場合は上記期間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時00分から午後5時30分までの間に「9. 申込先・問い合わせ先」の担当まで

(2) 応募方法

以下の必要書類について、それぞれ正本1部及び副本1部（正本は原本、副本は複写可）を書面で提出してください。

**【必要書類】**

① ネーミングライツ・パートナー申込書（様式1）

② 誓約書（様式2）※要押印

③ 印鑑証明書

- ④ 定款又は寄付行為
- ⑤ 登記事項証明書（商業登記簿謄本など）
- ⑥ 会社概要（様式任意）
- ⑦ 直近3年の財産目録、収支計算書又は損益計算書、貸借対照表（法人以外の団体にあつてはこれらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録とする。（様式任意）
- ⑧ 国税（法人税及び消費税に限る。）の滞納がない旨の証明書  
 応募開始日（令和7年8月8日）以降発行のものに限ります。  
 本社の所在地を管轄する税務署が発行する「納税証明書（その3の3）」を提出してください。ただし、国税について納税義務がない法人については、申立書（様式3）の提出をもって証明書の提出に代えます。
- ⑨ 伊丹市税（市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税に限る。）及びその付帯金（延滞金・督促手数料）の滞納がない旨の証明書  
 応募開始日（令和7年8月8日）以降発行のものに限ります。  
 伊丹市内に本社、支社または営業所等を有する法人については、市徴収課指定の様式により税の収納管理担当課（市徴収課）の証明を受けたものを提出してください。なお、伊丹市内に事業所等がないため伊丹市税について納税義務がない法人については、申立書（様式3）の提出をもって証明書の提出に代えます。伊丹市以外の市税に係る納税証明書の提出は不要です。  
 ※法人の場合は「法人市民税」と「市県民税・森林環境税（特別徴収分）」、法人格をもたない個人事業主等の場合は「市県民税・森林環境税（普通徴収分）」が対象
- ⑩ 応募時点で標示変更を検討している標示検討案（様式4）  
 標示を検討している個所について、「標示の検討」の欄に「○」を入力してください。なお、標示検討箇所は案であり、優先交渉権者決定後の協議において確定することとします。
- ⑪ 標示箇所イメージ（別紙3）に記載のある箇所以外に設置・変更等を検討している標示がある場合は、その概要図（様式任意）  
 設置物の形態によっては、伊丹市都市公園条例施行規則に定める「伊丹市公園施設設置（変更）許可申請書」、「伊丹市公園施設管理（変更）許可申請書」の提出が必要な場合があるため、該当する場合は優先交渉権者との協議において必要手続きを案内します。

**【留意事項】**

- ① 市が提供する資料は、応募に係る業務以外の目的で使用することを禁じます。また、いかなる場合でも市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。
- ② 応募受付期間を過ぎた提出、提出期限後の事業者の都合による書類の差替え及び再提出はできません。
- ③ 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合、その申請は無効とします。

- ④ 必要に応じて追加書類等の提出を求めることがあります。
- ⑤ 応募に係る費用は、すべて応募者の負担とします。
- ⑥ 応募者から提出された書類は返却しません。
- ⑦ 応募者から提出された書類について、市は「伊丹スポーツセンターネーミングライツ・パートナー募集」事業の候補者選定についてのみ使用します。
- ⑧ 提案書類の著作権は応募者に帰属しますが、選定後に申請結果の公表のため必要となる場合には、市は内容を公表し、無償で使用できるものとします。また、伊丹市情報公開条例に基づき、開示することがあります。なお、応募者に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開とする場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。
- ⑨ 伊丹スポーツセンター敷地は公園施設内となりますので、都市公園法等関係法令の制約を受けます。

### (3) 現地内覧会

令和7年8月14日(木) 時間帯：申込後に調整

申込期間 8月8日(金)から8月12日(火)

「9. 申込先・問い合わせ先」の担当までメールにてお申し込みください。件名は「伊丹スポーツセンター現地内覧希望」としてください。内覧会当日は市職員が立ち会います。なお、施設営業時間内であれば、内覧会とは別に独自に現地を確認することも可能(予約不要)ですが、オープンスペースの確認のみとし、建物・運動施設内への立ち入りはご遠慮ください。

### (4) 質問及び回答

#### ① 質問の資格者

本要項中の「4. 応募資格」に規定する資格を満たす者とします。

#### ② 質問の方法

質問書(様式5)により質問の要旨を簡潔にまとめ、「9. 申込先・問い合わせ先」の担当までメールにて送付してください。電話・窓口での質問は受け付けません。

#### ③ 受付期間

令和7年8月8日(金)から令和7年8月19日(火)

#### ④ 回答

令和7年8月26日(火)までに市ホームページに回答を掲載します。回答は、本要項と一体のものとして同等の効力を有するものとします。なお、やむを得ない事情により回答が遅れる場合があります。

## 6. 審査方法・審査基準

市が組織する伊丹市ネーミングライツ審査委員会において、応募された価格、契約期間、適格性のほか、地域貢献及び愛称案を総合的に判断して優先交渉権者を決定します。なお、応募が1社であっても、審査委員会において市のネーミングライツ・パートナーとしてふさ

わしいかどうか審査し、優先交渉権者を決定します。

※審査基準については、「伊丹スポーツセンターネーミングライツ・パートナー審査基準」(別紙5)参照

#### 7. 優先交渉権者の決定

優先交渉権者の決定は、令和7年9月10日(水)の予定です。応募者には、文書で通知します。

優先交渉権者との交渉において決裂した場合には、次点の者が優先交渉権を有します。

#### 8. ネーミングライツ・パートナーの決定

ネーミングライツ・パートナーは、令和7年9月末までに「契約書(案)(別紙6)」を調整し、契約を締結する予定です。また、決定されたネーミングライツ・パートナーについて市の広報媒体を通じて公表するとともに、市ホームページで導入する施設名のほか以下の情報を公表します。

①愛称、②ネーミングライツ・パートナー名、③契約額(年額)、④契約期間

#### 9. 申込先・問い合わせ先

担当：伊丹市財政基盤部財政企画室経営企画課(担当：佐藤)

住所：〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

電話：072-784-8027(直通)

E-mail：keieikikaku■city.itami.lg.jp

(上記「■」は、「@」に変更してください)

以 上